

再エネ海域利用法に基づく促進区域の指定の案の公告・縦覧を開始します

経済産業省資源エネルギー庁及び国土交通省港湾局は、「有望区域」として整理している「北海道松前沖」及び「北海道檜山沖」について、再エネ海域利用法に基づく促進区域の指定の案の公告及び縦覧を開始します。

1. 経緯

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（以下「再エネ海域利用法」という。）では、第 8 条第 3 項に基づき、経済産業大臣及び国土交通大臣が促進区域の指定をしようとするときは、あらかじめその旨を公告し、当該指定の案を 2 週間公衆の縦覧に供することとしています。

「北海道松前沖」及び「北海道檜山沖」は 2023 年 5 月 12 日に、国が協議会の組織等に着手する「有望区域」として整理し、各区域において協議会を設置して、協議を進めてまいりました。

結果、「北海道松前沖」については 2024 年 7 月 31 日に、「北海道檜山沖」は 2025 年 3 月 19 日に、それぞれの協議会において、各区域を促進区域として指定することについて異存はない旨の意見がとりまとめられました。

その後、有識者による第三者委員会の意見を踏まえ、再エネ海域利用法が定める促進区域の基準に適合することが確認されたことから、促進区域の指定の案について公告するとともに、以下のとおり 2 週間の縦覧を行います。

2. 概要

縦覧資料の掲載箇所

- 資源エネルギー庁 HP

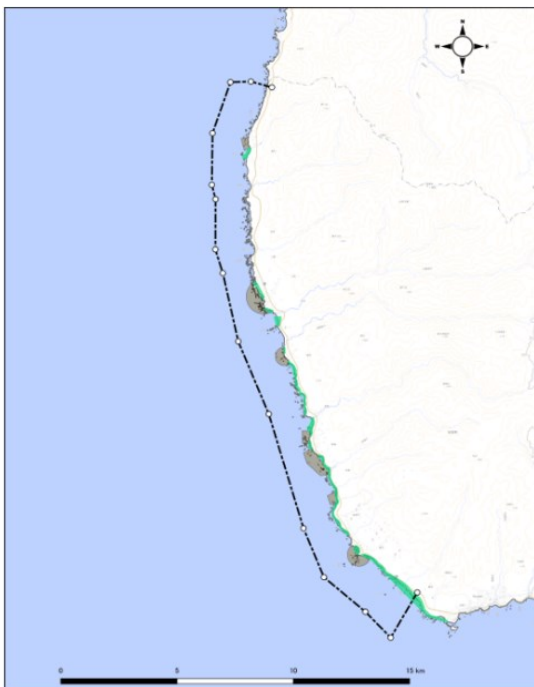
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/yojo_furyoku/index.html#pub

- 国土交通省 HP

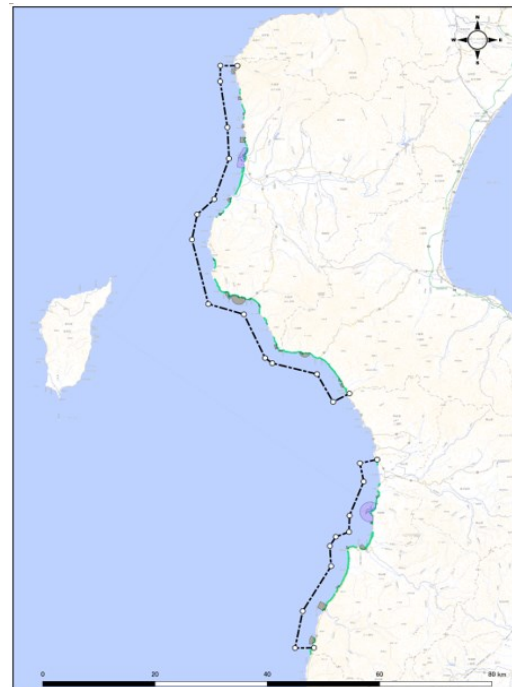
https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_fr6_000044.html

促進区域の指定の案の図面

北海道松前沖



北海道檜山沖



縦覧期間

2025 年 6 月 25 日(水曜日)から 2025 年 7 月 9 日(水曜日)まで

なお、以下の場所・時間においては、書面の閲覧も可能です。

縦覧場所及び時間

- ・ 経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課
- ・ 国土交通省港湾局海洋・環境課

縦覧期間中の平日のうち 10 時 00 分から 18 時 15 分まで

(北海道松前沖)

- ・ 北海道経済部 GX 推進局 GX 推進課
- ・ 北海道渡島総合振興局行政情報コーナー

縦覧期間中の平日のうち 8 時 45 分から 17 時 30 分まで

- ・ 松前町役場脱炭素推進課

縦覧期間中の平日のうち 9 時 00 分から 17 時 00 分まで

(北海道檜山沖)

- ・ 北海道経済部 GX 推進局 GX 推進課
- ・ 北海道渡島総合振興局行政情報コーナー

- ・ 北海道檜山振興局商工労働観光課
縦覧期間中の平日のうち 8 時 45 分から 17 時 30 分まで
- ・ 江差町役場総務課受付カウンター
縦覧期間中の平日のうち 8 時 45 分から 17 時 15 分まで
- ・ 上ノ国町役場庁舎ロビー
- ・ せたな町役場まちづくり推進課行政情報コーナー・大成支所行政情報コーナー・瀬棚支所行政情報コーナー
- ・ 八雲町役場熊石総合支所町民ギャラリー
縦覧期間中の平日のうち 8 時 30 分から 17 時 15 分まで

<参考>

- ・北海道松前沖における協議会意見とりまとめ

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/yojo_furyoku/dl/kyougi/hokkaido_matsumae/03_data05.pdf

- ・北海道檜山沖における協議会意見とりまとめ

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/yojo_furyoku/dl/kyougi/hokkaido_hiyama/04_data06.pdf

【問い合わせ先】

港湾局 海洋・環境課 川俣、安堵城(あんどじょう)

代表:03-5253-8111(内線 46652、46669) 直通:03-5253-8684